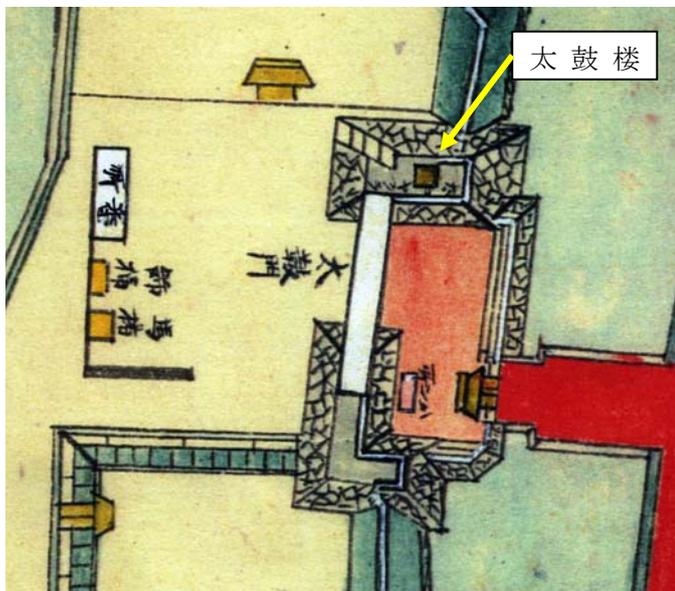


コラム 太鼓門のきまり

①太鼓門（一の門）通行規定

本丸の入り口の黒門は「平日門ヲ停止」で用事のある場合はその訳を聞いてとおすことになっていた。太鼓門枳形一の門の太鼓門は暮六ツ（18 時頃）になると大扉を閉め脇戸から通行することになっていた。しかし、家紋の入った提灯（相印の提灯）をもっていなければ通行できなかった。



火事や騒動の情報を聞きつけた場合は直ちに広間番所（二の丸内の番所と思われる）へ知らせると

ともに、番人は棒を突き立てて門の端に立ち下知なき者は一切通行を許さなかった。

町人の通行については、御用達町人が持参した[定札]を鑑札に引き合わせて通した。ただし、町人に武士が付き添っている場合や、役人からあらかじめ連絡のあったものについては札がなくても通ることができた。

火事が起り城中が危険になった非常事態のときは規定に関わらず通してもよいことになっていた。

地震の場合は門番がすぐに門を開き、用事のある者は断り次第通すようになっていた。

城中の病人については、駕籠で通る際当番の用人番頭か目付から断りがあれば通してよかった。

一の門に備えつけられていた備品

梯子5挺・ため桶1・水籠100・長鳶口・

②二の門通行規定

閉門時刻・火事騒動・地震などへの対応は一の門と同じ。従って一の門と二の門で二重のチェックを受けた。藤岡庄蔵・倉科七郎右衛門・今井六右衛門・今井勘左衛門の四人の町役人（特権的商人）

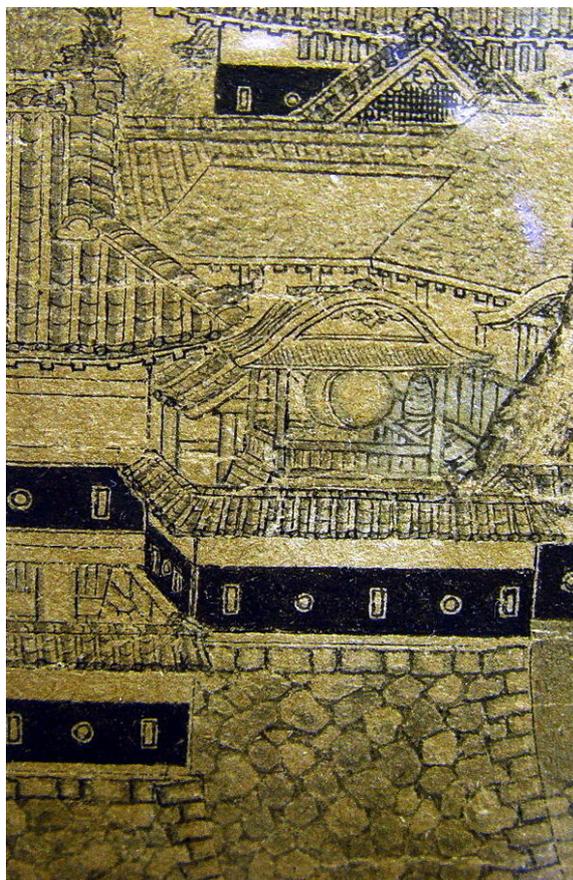
③太鼓楼（櫓）の規定

火災の際は太鼓楼において太鼓と半鐘が打ちならされた。享保15年の記録によれば「御城内（本丸・二の丸）が火事の節は、太鼓楼において太鼓、鐘打ち鳴らし、丸の内（三の丸）火事の節は半鐘を打ち鳴らすこと（早鐘）。また御城内外の御門、木戸においても太鼓打つこと」とあり、太鼓門には太鼓楼があり太鼓と半鐘が備えられていたことが分かる。

右絵図は明治29年頃描かれた紙本墨画松本城旧景図であるが太鼓と半鐘が描かれている。

浅間と山辺湯の原には藩主の入湯のための御殿があった。

浅間村・湯の原村が火災の場合は太鼓楼において「半鐘二つ拍子打たせるので承知次第かねて仰せ付けられている役人は早速かけ付けること」と定められていた。



紙本墨画松本城旧景図部分

○総登城の合図

太鼓楼機能の第一は家中武士の登城の合図である。

「太鼓三つ、鐘二つ打ち交^{まじ}え暫^{しばら}くの間打つ」ことになっていた。

④参勤交代と太鼓門

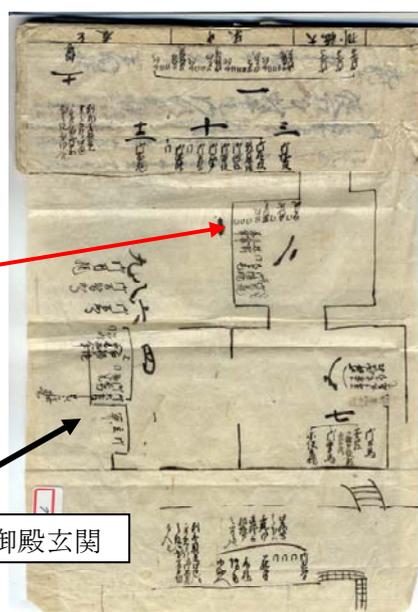
参勤交代で隊列を組む場合、太鼓門はその中核となった。二の門から一の門までの平場を

中雀^{ちゅうじゃく}というがそこには具足櫃・鎧櫃

御持弓・台傘・立傘等が並べられ行列の二番目に出発していった。

※追鳥狩^{おいとりがり}（軍事練習）に出発した後は大扉は閉められくぐり戸が開けられていた。

戦時下と同じ様に防備を固めるため大扉を閉めたのであろう。



弘化四年 光則公御発駕籠列帳控所巨細図